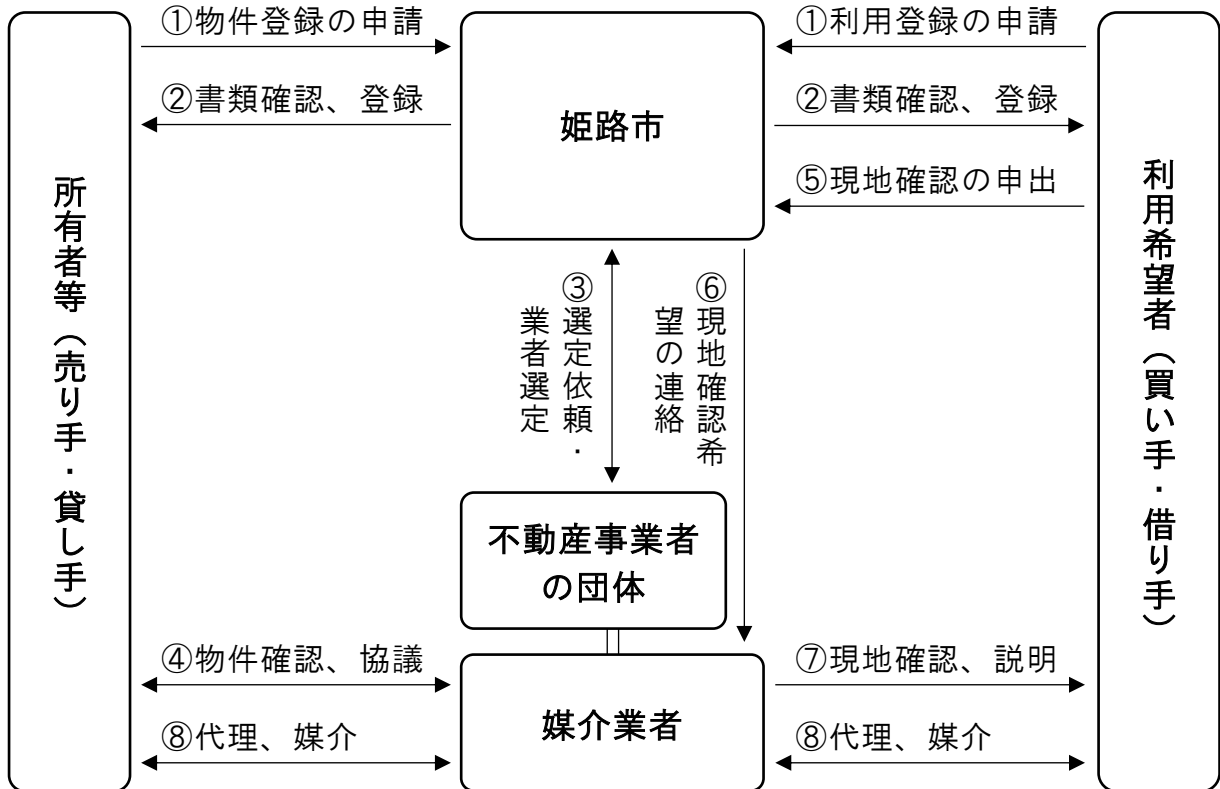


空き家バンクの流れ

物件登録の申請時に媒介業者の選定を依頼される場合の流れを説明します。



- ① 所有者等は物件登録の申請をします。利用希望者は利用登録の申請をします。
- ② 市で書類を確認し、問題がなければ登録します。
- ③ 市から不動産事業者の団体に対し、媒介業者の選定を依頼します。
- ④ 媒介業者が物件を確認し、売却、賃貸の条件等について所有者等と協議します。
- ⑤ 利用希望者は、気に入った物件があれば「現地案内申込書」を市に提出します。
- ⑥ 現地確認を希望されている旨を、市から媒介業者に連絡します。
- ⑦ 媒介業者が日程調整の上、現地確認、説明を行います。
- ⑧ 代理、媒介を経て、当事者間の合意により契約します。

姫路市では、空き家に関する情報提供や連絡調整のみを行います。空き家の売買、賃貸借に伴う必要事項の説明、契約等に市が関与することは一切ありません。

不動産の取引では、法律、契約、登記、税金など多様な事項に的確に対応することが不可欠です。円滑な取引とトラブル回避のため、空き家バンクを通じて行う売買・賃貸借には、専門的知識、技術がある宅地建物取引業者に媒介を依頼されることを推奨します。